

～10月は個別労働紛争処理制度に係る周知月間です～

電話でも相談
できます！

県労働委員会委員による 労使間のトラブルに関する相談会

(令和7年度)

あなたの労働に関する相談を、労働に関する知識や経験が豊富な県労働委員会委員【弁護士・大学教授等、労働組合役員、会社経営者等】がお受けします。(秘密厳守，無料)

内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする「あっせん」制度を利用することもできます。(裏面のとおり)

日	時	場 所	相談対応者
10月 1日(水) 〔合同相談会〕	午前 10 時 ～午後 4 時 (受付：午後 3 時 30 分まで)	県労働委員会 (県庁 15 階)	午前・県労働委員会委員 ・関係機関相談員 (社労士会、県雇用労政課) 午後・県労働委員会委員 ・関係機関相談員(労働局)
10月19日(日) 〔休日相談会〕	午後 1 時 30 分～ 午後 4 時 30 分 (受付：午後 4 時まで)	(鹿児島市鴨池新町 10-1) ※ 来庁できない方は、電話 相談もできます	・県労働委員会委員
10月28日(火) 〔定期相談会〕	午後 2 時 30 分～午後 5 時 (受付：午後 4 時 30 分まで) ※ 毎月第4火曜日に開催		



※ 労働者・事業主のどちらでもお気軽にご相談ください。

※ トラブルの内容を相談者に代わって相手方に伝えて指導等を行うものではありません。

＜お問合せ・予約先＞



鹿児島県労働委員会事務局 (鹿児島市鴨池新町 10-1 県庁 15 階)
相談専用ダイヤル：099-286-3943

時間：8 時 30 分～17 時 15 分 (土・日・祝日・年末年始を除く。)

* 事前申込みは不要ですが、お待たせしないために、事前予約をお勧めします。

県ホームページ



職場のトラブル解決! 「あっせん」をご利用ください

県労働委員会では、個々の労働者と使用者との間に労働に関するトラブルが発生し、当事者間で解決を図ることが困難な場合、その解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。

あっせんは、公益委員（弁護士、大学教授等）・労働者委員（労働組合役員）・使用者委員（会社経営者等）の三者によるあっせん員が、双方の主張をお聞きして、歩み寄りにより円満な解決をお手伝いする制度です。公労使三者構成によるあっせんは、労働委員会ならではの制度であり、公正かつ丁寧な対応が特徴です。

労働者、使用者のどちらからでも申請できます。

詳細は、事務局（099-286-3943）にお問い合わせいただくか、
鹿児島県労働委員会のホームページをご覧ください。

* ホームページは **鹿児島県労働委員会** で **検索**

* 県ホームページ →

相談からあっせんに至った事例

《労働者側》

【事例：解雇】

労働者Aさんは、会社から勤務態度不良等を理由に解雇を言い渡された。Aさんは、解雇及び解雇理由に納得がいかないと、解雇の撤回を求めてあっせんを申請した。

（あっせん経過）

会社は解雇に至る手続において落ち度があったことを認めたものの、解雇の撤回は困難と主張した。あっせんの結果、労使双方が金銭解決の意向を示し、Aさんの退職及び会社がAさんに解決金を支払うことで双方が合意し、解決した。

【事例：退職強要及びパワハラ】

労働者Bさんは、使用者からの退職強要及び人格を傷つけるような発言や行為を受け、事業主に対して改善を求めたが納得いく回答がなかったとして、退職強要の中止及び職場環境の改善を求めてあっせんを申請した。

（あっせん経過）

使用者は、あっせんの前にまずは当事者間で話し合いを行いたいと主張し、Bさんもこれを受け入れた。その後、Bさんから、使用者からの退職強要及び人格を傷つけるような発言等がなくなり改善されたとして、あっせん申請の取下げがあり、解決した。

《使用者側》

【事例：退職条件】

会社は、会社解散に伴い、社員に対して、関係会社への転籍又は退職を選択するよう提案した。これに対して、労働者Cさんは退職の意向を示したが、会社が提案した条件には納得できないとした。数回にわたり交渉を重ねたが、合意には至らなかったことから、会社があっせんを申請した。

（あっせん経過）

第1回あっせんでは双方の主張の隔たりが大きかったため、あっせん員が双方に退職条件の再考を求めた。あっせん員の粘り強い説得により、第2回あっせんで双方が退職条件に合意し、解決した。

解決のエキスパートに
おまかせください

